

菊陽町プレミアム付食事券事業 対象店用マニュアル

菊陽町

令和3年9月修正版

菊陽町プレミアム付食事券事業対象店用マニュアル

食事券での取引は、食事券を持参した人に券面記載の金額に相当する対象店での飲食の提供に係る対価の支払いに利用できるものとします。なお、食事券の取扱い等に当たっては、次のことを遵守してください。

食事券の利用について

1 食事券の利用期間

令和3年10月1日（金）から令和3年12月25日（土）まで

※ 利用期間を過ぎた場合は、食事券の利用を認めないでください。

2 対象店であることの表示

- ① 対象店であることが町民に分かりやすいように、事前に配布されたチラシを掲示してください。
- ② 登録時に交付された対象店認定証をレジ付近などの食事券利用者の目に付く場所に掲示してください。
- ③ 上記①及び②は、食事券の利用期間が終了するまで行ってください。
※ 対象店登録の認定を取り消された場合は、直ちに掲示をやめてください。

3 食事券の利用対象にならないもの

- ① 未登録の飲食店において食事券を利用する場合
- ② 対象店での飲食の提供以外の支払いに食事券を利用する場合
- ③ その他食事券事業の目的に沿わない場合

4 取引にあたっての注意

- ① 食事券は、対象店で提供される飲食の対価の支払いに利用できます。
- ② 食事券の券面金額に満たない代金の支払に食事券が利用される場合は、釣銭を支払わないでください。
- ③ 代金の支払いに不足が生じる場合は、その不足分を現金等で受け取ってください。
- ④ 食事券の利用期間終了後（令和3年12月26日以降）は、食事券の利用を認めない（食事券を受け取らない）でください。
- ⑤ 受け取った食事券の裏面に受領日と店名を記入し、換金するまで厳重に保管してください。既に受領日や店名が記入されている食事券は、受け取りを拒否してください。
- ⑥ 食事券の盗難、紛失、滅失、偽造等に対して、発行者は責任を負わないこととします。
- ⑦ 食事券を取り扱う全ての従業員に、あらかじめ食事券の見本を確認させてください。
- ⑧ 支払いに利用される食事券について、受け取る際に色合いや質感などの形式

的な確認を行ってください。

- ⑨ 形式的な確認により食事券が偽造されたことが明らかと認められる場合は、食事券の受取りを拒んだ上で、速やかに警察に通報してください。その後、町役場（商工振興課）と菊陽町商工会に連絡してください。（休日の場合は、翌営業日に連絡をお願いします。）
- ⑩ 受け取った食事券は、受領日ごとに別紙1「菊陽町プレミアム付食事券収受簿」（以下「収受簿」という。）により受取枚数を記録してください。

食事券の換金について

1 食事券の換金手順

- ① 保管している食事券の裏面に受領日と店名を記入していることを確認してください（記入していないものは換金できません）。
- ② 保管している食事券に破損・汚損等がないか確認してください（破損・汚損等がひどいものは換金できません）。管理のために食事券に穴をあけないでください。
- ③ 収受簿を基に別紙2「換金請求書」を記入し、換金する食事券の枚数を確認してください。換金請求書を提出する際は、換金する食事券及び収受簿を添付してください。
- ④ 換金の請求先は菊陽町商工会とし、下表のとおり請求を行ってください。換金を請求する場合は、事前に菊陽町商工会宛てにメール又はFAXで、請求書の提出予定日、店名、請求金額、食事券の枚数を連絡してください。
※ 換金請求が集中する場合は、調整をお願いすることがあります。
- ⑤ 換金に係る振込手数料は、菊陽町商工会が負担します。
※ 振込手数料の節減のため、振込口座の指定について協力を求めることがあります。
- ⑥ 請求受付後、10日程度で口座に請求金額が振り込まれるので確認ください。

請求できる期間		振込予定日
令和3年10月分	翌月1日から10日までの 平日午前9時～午後4時 ※10日が休日の場合は、 商工会の翌営業日まで	請求受付後、10日程度
令和3年11月分		
令和3年12月分		

2 食事券の換金にあたっての注意事項

- ① 換金請求書に押印漏れがないようにしてください。
- ② 換金を請求した食事券が偽造又は変造されたものである場合は、換金できません。
- ③ 換金請求書と食事券の裏面の店名が異なる場合は、換金できません。
- ④ 換金の請求は、原則として月1回とします。ただし、やむを得ない事情があり、換金を請求しなければならない場合は、事前に菊陽町商工会に相談してください。

※ 食事券の利用が少ない場合は、複数月分をまとめて請求していただくよう、協力をお願いします。

- ⑤ 換金請求の受付後、菊陽町商工会で食事券の枚数を確認し、換金請求書に記載された枚数と一致しない場合は、一度持ち込まれた食事券をお返ししますので、改めて確認の上、換金請求をやり直してください。

対象店登録の認定取消し

- ① 対象店の登録の要件に該当しなくなった場合や、「菊陽町プレミアム付食事券事業実施要領」に記載された対象店の責務を果たしていないと認められる場合は、対象店の登録を取り消すことがあります。
- ② 対象店の認定を取り消された場合は、その日以降、食事券の受取り及び換金は認められません。
- ③ 登録の取消しによる利益の逸失等については、町及び菊陽町商工会は一切補償しませんので、予めご承知おきください。

問合せ先（平日 8：30～17：15）

菊陽町商工振興課 電話：096-232-2165
FAX：096-232-5612
Email：shoko@town.kikuyo.lg.jp

菊陽町商工会 電話：096-232-2757
FAX：096-232-7480
Email：kikuyoushoko@gmail.com